

山万ユーカリが丘線 安全報告書

【2024年】



 山万株式会社

2024年 山万ユーカリが丘線 安全報告書

1. 2024年 山万ユーカリが丘線安全報告書発行にあたり

日頃「山万ユーカリが丘線」をご利用いただきありがとうございます。又、「山万ユーカリが丘線」の運営に際し、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2024年山万ユーカリが丘線におきましては、軌道設備定期点検、正電車線交換工事、及びその他各種工事等を施工し、安全輸送設備等に係る整備を実施致しました。

又、2020年に事業を開始致しました、山万ユーカリが丘線列車補完等路線バスの運行も継続して行っております。

今後も山万ユーカリが丘線は、皆様にとって利用しやすい鉄道を目指してまいりますとともに安心・安全を基本コンセプトとして「誰からも愛されるユーカリが丘線を目指して」をスローガンとして推進してまいります。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づく「山万ユーカリが丘線」の2024年の輸送の安全確保に関する取組みをまとめたものであり、皆様に広く「山万ユーカリが丘線」の安全に対する取組みをご理解いただきたいと存じます。

又、皆様からのご意見・ご要望等につきましては今後の「山万ユーカリが丘線」の安全への取組みに役立たせてまいります。

今後とも「山万ユーカリが丘線」へのご理解・ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

2025年6月30日
山 万 株 式 会 社
代表取締役 嶋田 哲夫

2. 安全に関する基本方針と目標

ユーカリが丘ニュータウンは、今日に至るまで快適環境の創造を目指し、常に新しい試みにチャレンジする姿勢をもって街づくりに取り組んでおります。

「山万ユーカリが丘線」は、ユーカリが丘ニュータウンに欠くことのできない公共交通機関として広く皆様にご利用いただき、日々、安全・快適かつ正確な輸送を推進すべく努力致しております。

安全の確保はご利用の皆様への最大のサービスであるにとらえ、そのための努力を惜しむことなくお客様の立場に立ったサービスの提供とその向上に今後とも社員一同努めてまいり所存でございます。

(1) 安全に関する基本方針

当線では安全管理規程を2006年（平成18年）10月に制定し、当線の安全管理規程において「安全に関する基本方針」は安全第一をもって事業活動を行う体制の整備に努めております。

輸送の安全水準の維持及び向上を図るものとしての安全に係る行動規範は以下のとおりです。

- ①協力一致して輸送の安全確保に努めること。
- ②輸送の安全確保に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを順守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めること。
- ④職務の実施に当たり推測に頼らず確認の励行に努めるとともに、疑義のある時には最も安全と思われる取り扱いをすること。
- ⑤事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- ⑥情報の漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(2) 安全に関する目標

2024年、当線における安全に係わる目標は以下のとおりです。

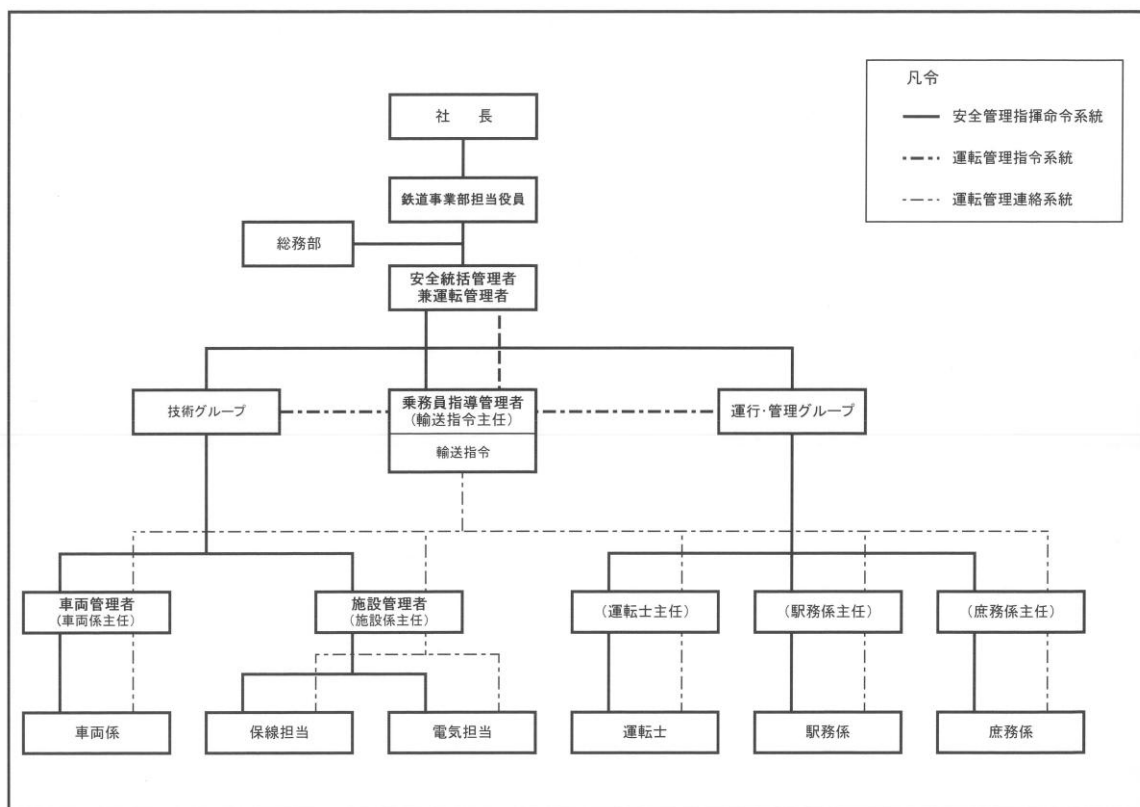
- ①運転事故ゼロを継続する。
- ②輸送障害ゼロを目指す。
- ③ヒューマンエラーによるインシデントゼロを目指す。

2024年における、運転事故についてはゼロであり、無事故を継続しております。

輸送障害においては6件（うち雪害1件、風害1件、転てつ装置1件、電気装置1件、き電線路・電車線路2件）発生しており、列車はあわせて計153本を運休しております。

今後も引続き運転事故ゼロの継続及びインシデント発生ゼロを目指し、全社一丸として取り組んでまいります。

3. 安全管理体制



山万ユーカリが丘線 安全管理体制図

「山万ユーカリが丘線では、上記に示す安全管理体制を構築しております。安全統括管理者のもと鉄道の定例会議【公共交通事業部全体会議】等において安全管理体制が適切に管理・運営がなされていることの確認をしております。又、その結果を踏まえて安全管理体制の見直し・改善を実施することとして安全管理体制の維持・向上に努め、安全の確保に取り組んでおります。

4. 安全管理体制に係る各管理者の役割

「山万ユーカリが丘線」の安全管理体制は、経営トップである社長をトップとして公共交通事業部担当役員、【安全統括管理者兼運転管理者】及び鉄道事業乗務員指導管理者、施設管理者及び車両管理者等をもって「山万ユーカリが丘線安全管理体制」を構築しております。各管理者の役割については以下に記載のとおりです。

管 理 者	役 割
社 長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運 転 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を管理する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、動力車操縦者の資質保持に関する事項を管理する。
施 設 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を管理する。
車 両 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を管理する。

5. 2024年 運転事故、輸送障害及びインシデントに関する報告

2024年における運転事故、輸送障害及びインシデントについては以下のとおりです。

種 別	件数	備 考
運転事故	0 件	—
輸送障害	6 件	1 月 1 1 日 d - 9 . き電線路・電車線路 2 月 5 日 g - 3 . 雪害 4 月 1 9 日 b - 5 . 電気装置 8 月 4 日 d - 9 . き電線路・電車線路 9 月 2 2 日 g - 2 . 風害 1 1 月 2 5 日 d - 3 . 転てつ装置
インシデント	0 件	—

(1) 運転事故

運転事故の発生はありません。

(2) 輸送障害（30分以上の遅延や運休）

輸送障害：6 件

【詳細 1：d - 9 き電線路・電車線路】

1 月 11 日（木）16 時 02 分頃、21 号転てつ器で分岐部の部品の異常を確認した為、施設係が同部品の交換を実施。この影響により 16 時 36 分まで運転を見合わせた。

【詳細 2：g - 3 雪害】

2 月 5 日（月）20 時 20 分頃、公園駅上り発車後、降雪に伴う、負電車線の通電不良が発生した為、この影響により翌 2 月 6 日（火）8 時 29 分まで運転を見合わせ、運休時間帯の間、代替バス輸送を実施した。

【詳細 3 : b - 5 電気装置】

4 月 19 日（金）19 時 43 分頃、公園駅上り発車後、停電が発生し、危険と判断した為、運転を取り止めた。現地にて施設係及び車両係が点検を行い、自走可能だった為、車両交換を実施した。この影響により 23 時 03 分まで運転を見合わせ、運休時間帯の間、代替バス輸送を実施した。

【詳細 4 : d - 9 き電線路・電車線路】

8 月 4 日（日）9 時 51 分頃、車両基地から出庫した際、22 号転てつ器通過後、床下よりスパークを発見、危険と判断した為、運転を取り止めた。現地にて施設係及び車両係が点検を行い、電車線及び付随する部品を交換し、復旧した。この影響により 20 時 00 分まで運転を見合わせ、運休時間帯の間、代替バス輸送を実施した。

【詳細 5 : g - 2. 風害】

9 月 22 日（日）12 時 40 分頃、風速計が基準の規制値を超えた為、この影響により 13 時 15 分まで運転を見合わせた。

【詳細 6 : d - 3 転てつ装置】

11 月 25 日（月）5 時 28 分頃、分岐不良が発生し、施設係が確認処置後、現地にて点検を実施、異状は見られなかった。この影響により 5 時 58 分まで運転を見合わせた。

（3）インシデント（事故につながる兆候）

インシデントの発生はありません。

6. 2024 年 主な安全施策の報告

2024 年における主な安全施策につきましては以下に示すとおりです。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ①施設（土木関係）の整備 | ア. 軌道設備定期検査 |
| ②施設（電気関係）の整備 | ア. 正電車線交換 |
| | イ. き電変電所定期検査 |
| | ウ. 信号保安設備定期検査 |
| | エ. 保安防具定期検査 |
| ③車両の整備 | ア. 主制御器内 CRSE 基板改修工事 |
| | イ. 第一編成定期検査 |
| | ウ. 全編成電気笛更新 |
| | エ. 作業用車両定期点検 |

7. 2025年 主な安全施策の計画

2025年における主な安全施策については以下のとおり計画しております。

- | | |
|-------------|---|
| ①車両定期検査整備 | ア. 台車関係整備
イ. 空制関係整備
ウ. 走行輪関係整備
エ. 空気バネ関係整備
オ. 案内輪関係整備 |
| ②電路設備定期検査整備 | ア. き電変電所定期検査
イ. 信号保安設備定期検査
ウ. 保安防具定期検査 |
| ③各種検査施工 | ア. 軌道設備定期検査 |
| ④各種補修整備 | ア. 正電車線交換工事
イ. 走行路面トップコート塗布工事 |
| ⑤新車両等の検討 | ア. 車両更新の検討
イ. 信号保安設備更新の検討 |

8. 安全輸送を確保するための取組状況

(1) 安全を確保するための研修等

安全を確保するため当線全職員を対象にした安全に係る規程類の再教育研修を実施する。

- ア. 新型インフルエンザに係る事業継続計画。
- イ. 異常時訓練資料の見直しによる再教育等の再教育を実施・計画する。

(2) 教育訓練

内部研修：

- ア. 冬季における雪害等に係る机上・実車訓練
- イ. 駅務機器取扱講習
- ウ. 接客マナー講習
- エ. 異常時取扱訓練（7月）

等を定期的又は臨時的に開催しております。

外部研修：

- ア. 普通救命講習（7月）
- イ. 特殊鉄道に係る協議会（12月）

今後につきましても、車両故障、運転事故、輸送障害等によりご利用の皆様方にご迷惑をお掛けすることのないよう安全教育を含め各種教育等の充実を図ってまいります。

(3) 異常時訓練（7月実施）

列車による運転事故等を想定した各係合同による訓練（異常時訓練）を7月24日（水）当線女子大駅隣接の車両基地構内において実施しました。

当日は、公共交通事業部担当専務取締役による訓練に対する訓示より開始し、安全統括管理者が見守る中、訓練が実施されました。



【訓練冒頭の訓示】



【手旗訓練】



【避難誘導訓練：負傷者あり】



【信号炎管訓練】



【故障応急処置：ドア故障】



【車両基地内：区分開閉器】

(4) 安全巡視の実施状況

春・秋の交通安全運動及び夏季輸送、年末年始の安全総点検等の各種安全運動において、沿線の各自治会、幼稚園、保育園、小・中学校並びに養護施設等に当該安全運動に係る協力依頼を行い、輸送の安全確保に努めております。又、当線の各職場の巡視を実施し、各職場における安全管理状況の確認を行い、各職場における安全の確保の向上に努めております。

安全運動名称		実施期間
令和6年	春の全国交通安全運動	4月6日(土)～4月15日(月)
令和6年	夏季の輸送安全総点検	7月20日(土)～7月31日(水)
令和6年	秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～9月30日(月)
令和6年度	年末年始の安全総点検	12月10日(火)～1月10日(金)



春の全国交通安全運動の掲示（地区）



夏季輸送安全総点検の掲示（ユーカリ）



秋の全国交通安全運動の掲示（車内）



年末年始輸送安全総点検の掲示（井野）

9. 安全管理の方法

ア. 安全を確保するための会議【公共交通事業部全体会議】

安全統括管理者を委員長とし、毎月第三木曜日を基本として公共交通事業部全体会議を開催しております。この会議において当線における事故、故障、輸送障害、及びインシデント等の状況を確認しております。又、他社様の報告等に基づく事例を参考として当線における再発防止策に反映させ、当線の安全の確保の向上に努めております。

イ. 事故発生時における緊急体制

「山万ユーカリが丘線」は「佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部」との間において2007年（平成19年）9月、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する協定書」を締結しております。

この協定書は鉄道事故並びに地震等の自然災害等に備え、緊急時における当線との連携について締結したものであり、この協定書の締結により緊急時における体制がより一層強化されております。

又、当社及び当社関連会社を含めた緊急時における「山万グループ災害対策本部」の設置体制を構築しております。災害等における緊急時においては、山万グループ全社をあげて「山万ユーカリが丘線」及びユーカリが丘ニュータウン災害時の体制強化を順次進めております。

10. バスの運行について

2020年(令和2年)11月7日より路線バス事業（山万ユーカリが丘線列車補完等路線バス・愛称：こあらバス）を開始しました。バス路線については、ご利用状況等を鑑み、より便利で快適なバスを目指して路線の見直しを行い、2023年(令和5年)4月1日より、ユーカリが丘線を補完する左回り系統、鉄道がカバーし難いユーカリが丘駅（南口）⇄イオンタウンユーカリが丘⇄西ユーカリが丘⇄宮ノ台方面を結ぶ右回り系統の2系統に再編致しました。中型車（レインボー）、小型車（ポンチョ）を使用し、住宅街の中でも高齢者の方が多く、駅から離れた地域をカバーし、地域住民の方々の通院、買物の足としてご利用頂く事を主な目的としています。

11. ご利用の皆様へのお願い

「山万ユーカリが丘線」のご利用に際し駆け込み乗車等の危険な行為の防止啓蒙につきましては、各種安全運動期間中における駅掲示ポスター、案内放送並びに車内放送等におきまして機会のあるごとにご理解とご協力をお願い致しております。

今後とも列車の安全運行にご協力をお願い致します。

お問い合わせ等

「山万ユーカリが丘線」は地方鉄道業会計規則の例外取扱い許可を受け、事業年度の始期を1月1日としております。

このため、安全報告書の対象期間も2024年1月1日から2024年12月31日までを対象期間として作成しております。

尚、この安全報告書並びに「山万ユーカリが丘線」の安全への取組等に関しますご意見等につきましては下記までお願い致します。

山万株式会社 公共交通事業部

住 所：千葉県佐倉市ユーカリが丘6-5-5

山万ユーカリが丘線公園駅 駅務本部

T E L：043-487-5036 9時から17時

F A X：043-487-8134

E-mail：rail@yamaman.co.jp

